慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日英通商問題概観
Sub Title	
Author	浜田, 恒一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.9 (1933. 9) ,p.1295(113)- 1345(163)
JaLC DOI	10.14991/001.19330901-0113
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19330901-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日英通商問題概觀

濱田恒一

（一）世界貿易の衰退
（二）英ブロック強化の必然性
（三）世界市場に於ける日本品排斥
（四）英ブロックの日本品排斥
（五）日印通商問題

（一）世界貿易の衰退

近年の世界貿易は萎縮に萎縮を重ね續けてゐる、略大戰前の貿易額に近づける一九二五年より二八年までは、徐々にではあつたが、世界貿易は成長した、然るに所謂第三期恐慌に入つて以來急激に下降し、一九三一年末に於いては二八年末の殆んど半分の金額にまで落込んだ。一九三二年は更に低下した。

次表はかゝる狀態を明白に示すものである。

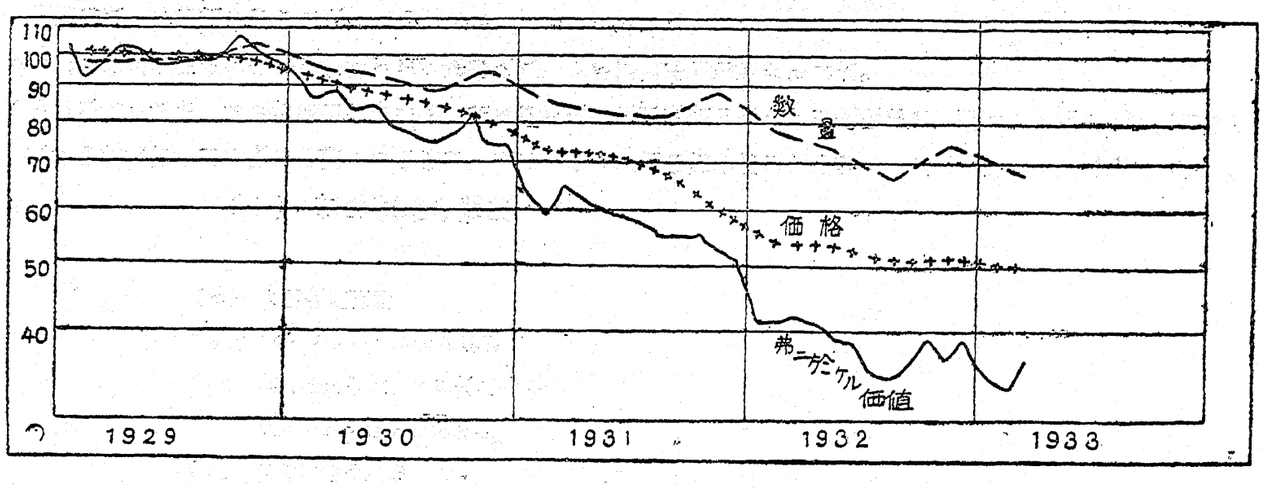

之を大陸別にして數字を挙げれば

大陸別	輸入 1929	輸入 1930	輸入 1931	輸入 1932	輸出 1929	輸出 1930	輸出 1931	輸出 1932	合計 1929	合計 1930	合計 1931	合計 1932
1 歐洲（ソヴエートを除く）	19.282	16.410	12.176	8.067	15.576	13.303	9.690	6.212	34.858	29.713	21.866	14.279
2 歐洲（ソヴエートを含む）	19.735	16.955	12.745	8.427	16.058	13.836	10.107	6.502	35.793	30.791	22.852	14.929
3 北米	5.676	4.168	2.731	1.753	6.429	4.743	3.046	2.094	12.105	8.911	5.777	3.847
4 ラテンアメリカ	2.707	2.077	1.219	768	3.166	2.262	1.707	1.176	5.873	4.339	2.926	1 944
5 亞弗利加	1.706	1.490	1.124	785	1.489	1.220	949	812	3.195	2.710	2.073	1.597
6 亞細亞（露領アジアを除く）	4.812	3.701	2.703	1.875	5.007	3.778	2.635	1.750	9.819	7.479	5.338	3.625
7 大洋洲	970	692	325	277	886	653	478	392	1.856	1.345	803	669
計（2—7）	35.606	29.083	20.847	13.885	33.035	26.492	18.922	12.726	68.641	55.575	39.769	26.611

更に之を國別にみて一九年以來の落調を示せば

國名	輸入 1930	輸入 1931	輸入 1932	輸出 1930	輸出 1931	輸出 1932	合計 1930	合計 1931	合計 1932
英國	86.1	66.3	42.2	78.3	49.9	36.1	83.0	59.8	39.8
北米合衆國	71.7	48.1	30.7	73.3	46.1	30.6	72.6	47.0	30.6
獨逸	77.3	50.0	34.7	89.3	71.2	42.4	83.3	60.6	38.5
佛蘭西	90.2	72.5	51.4	85.4	60.7	39.3	88.0	67.0	45.7
加奈陀	77.6	46.8	30.7	73.9	50.9	39.7	75.8	48.8	35.1
和蘭	87.9	68.7	47.4	86.4	65.9	42.5	87.3	67.6	45.3
白耳義	87.2	66.8	45.8	82.0	72.8	46.6	84.7	69.6	46.2
日本	74.4	58.9	39.5	73.0	56.4	40.1	73.7	57.7	39.8
伊太利	80.1	53.7	37.1	79.5	65.9	43.5	79.9	58.7	39.7
印度	74.8	51.2	38.7	78.0	47.5	30.4	76.6	49.1	34.0
ソヴエート	120.2	125.4	79.4	110.6	86.5	60.2	115.3	105.4	69.5

アルゼンチン	75.3	42.6	26.2	56.5	47.2	36.4	65.4	45.0	31.5		
支那	74.4	60.2	42.6	63.3	47.6	24.7	69.4	54.6	34.6		
蘭領印度	77.6	63.0	40.2	85.6	73.4	70.9	81.8	68.4	56.2		
瑞西	94.5	82.9	64.3	84.1	64.3	37.2	90.0	74.8	52.4		
オーストラリア	65.1	27.9	26.4	70.7	53.3	45.2	67.6	39.4	35.0		
その他諸國	83.9	58.1	37.6	83.6	59.2	39.5	83.7	58.6	38.6		
合計	81.7	58.5	39.0	80.2	57.3	38.5	81.0	57.9	38.8		

（1929＝100.　金ドルに換算）

（上述16ヶ國は1932世界貿易の70.96％を占め、その他諸國は20％を占む）

上掲の諸表をみるに、一九三二年に於ける世界貿易價値は前年より三割三分低く、一九二九年に比較する時は、實に六割一分の減少である。この際五割足らずに及ぶ物價下落を考慮すれば、貿易數量の減少は二割六分乃至七分に及ぶものと量定される。而も貿易數量の下落速度は一九三一―三二年が二九―三〇年又は三〇―三一年の孰れよりも大である事は注目に値する。次に注目すべきは貿易萎縮の中心が、非工業國から工業國に移動した事である。即ち、工業國間の製造品の交換は、最近に至つて、工業國と非工業國間の製造品對原産品の交換よりも一層激しく收縮した事である。

世界市場に於ける價格激落に當面して比較的その經濟機構の近似せる諸國は、その競爭上各自國の生産費及び商品價格を低下するの必要に迫られたが、之を充分に行ふを得ざる國又は國内經濟の必要上却つて物價釣上を行へる國は、多くは本位を離脱して貨幣の對外價値を下落せしめた。之が爲めに貨幣價値低落國の商品が世界貿易に於ける割合は漸時增加し昨年末に於ては五〇％を超過した。本年四月末の米國の金本位離脱に依つてこの率は六四％に增加した。

貿易政策に於いては、各國はその國内市場を確保せんが爲めに高率關税、割當制度、爲替管理等を益嚴重に行つた。その結果は貿易の一層の收縮であり、債務國の對外債務支拂を不可能ならしめた。

通商障碍は、亦、非工業國の工業品自給を促した。然も之等の國々に於ける機械輸入の繼續的激減は、その工業的發展が工業品輸入減少の程度に追付き得ないことを示してゐる。而して實に世界貿易に入來れる重要工業原料の數量の減少（棉花及羊毛を除き）は、所謂自給の增進が同時に工業國及び非工業國兩者の窮乏を伴つて發展せるのであることを示してゐる。

かゝる時に於いて、獨り日本品が世界市場に向つて、飛躍的突進を試みるならば、之が排斥を受くることは當然であつて、英國ブロックに於けるそれも同樣にして肯定せらるべきである。徒らに英國の横暴を叫ぶは愚であり、徒爾である。若し英國商品が日滿市場に向つて、英ブロック市場に於ける日本品の如くに來襲せば、日本も亦自國産業の保護發展の爲めに同樣の事を行はざるを得ない。而して自衞權は英國産業も亦之を有するのである。

（三）英ブロック强化の必然性

前掲の諸統計中にも見る如く、世界貿易恐慌の深化の一部として、英國貿易も極度の不振に陷つて居り、このことが英ブロック强化策の根本原因であるが、この點を一層明にする爲めには、英國貿易そのものゝ分析を行はねばならぬ。

英國貿易近時の動向を觀るに際し、先づ注目すべき事項は、言ふ迄もなく一九三一年九月に於ける金本位離脱と、

之に續く保護政策の強化である。例へば同年九月の煙草關稅引上、十一月一日に於ける非常關稅法、同月二十五日の異常輸入關稅法、十二月に於ける非常關稅法の擴張、三二年三月二日の新關稅法、四月二十六日に於ける新關稅法等々之である。此等の政策は英國貿易のバランス改善に效果があつた。即ち、一九三二年に於ける輸入量は前年より一割二分減少したるに對し、輸出量は前年より些少ながら增加し、入超金額は三一年の四億七百萬磅（一八四六百萬弗）から二億八千七百萬磅（一〇〇六百萬弗）に減少した。上圖はこの

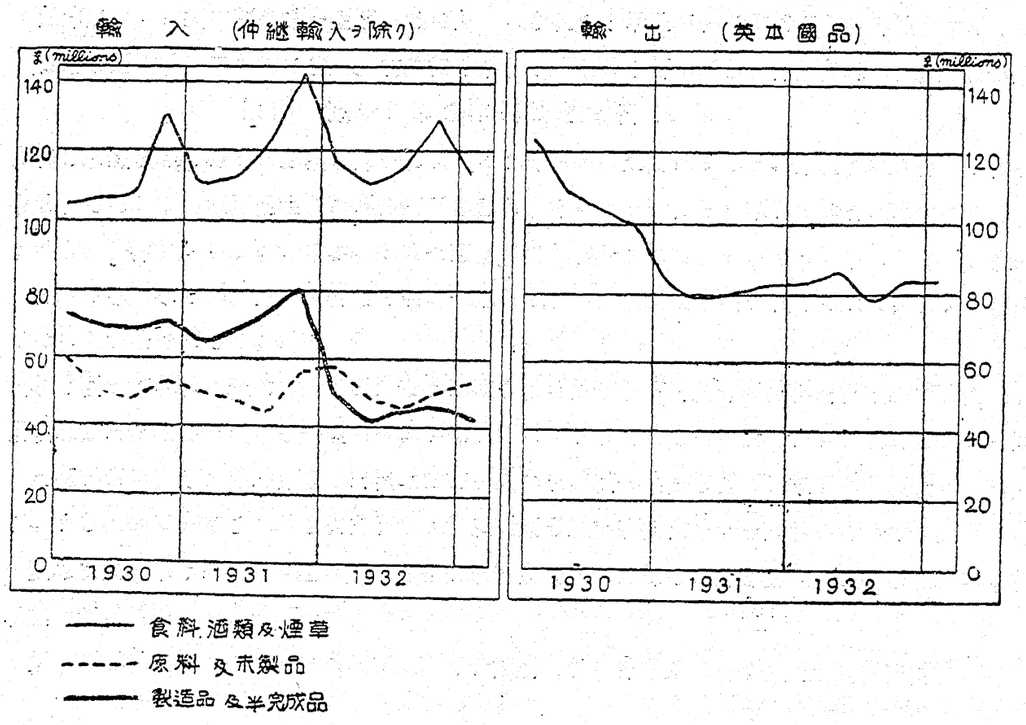

間の經路を圖示したものである。

併しこれは單に一九三一年と三二年とを、而もバランスの點から觀た時の結果であつて、貿易のスケールから見るならば、英國貿易が依然頗る悲觀すべき狀況に在ることは次表を一覽すれば直ちに明瞭である。

年次	輸入（通過貨物ヲ除ク） 數量	價格	價値	£	輸出（內國產品） 數量	價格	價値	£
	%（1929＝100）				%（1929＝100）			
1929	100	100	10	1,111.1	100	100	100	729.3
1930	97.6	88.2	86.1	957.1	81.9	95.5	78.2	570.8
1931	100.5	71.4	71.8	797.4	62.6	85.5	53.5	390.6
1932	88.5	66.3	58.7	652.2	62.9	79.6	50.1	365.1
金ヲ以テ計量セル價格及價値								
1931	100.5	66.0	66.3	736.6	62.6	79.7	49.9	364.0
1932	88.5	47.8	42.3	469.8	62.9	57.4	36.1	263.0

更にこれを、地理的見地から觀れば、次表の如く變化してゐる。

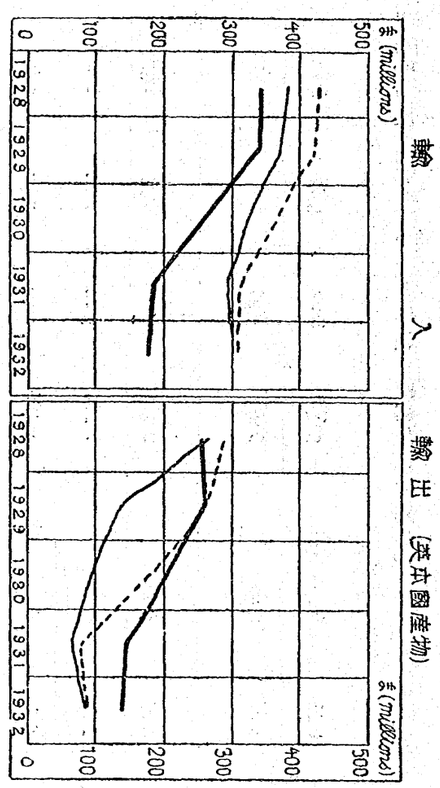

右二表に於いて注目すべきは、輸出表に於ける帝國內輸出の急落である。特にその低落の度合が帝國外領域への輸出の低落よりも大なるの一事である。元來、輸出入の點から觀察すると、英國とその屬領間の經濟關係は近年次第に薄弱となりつゝある。即ち、帝國內各國の輸入高に於いて、英本國の占むる重要性は漸減してゐる。

	一八七五	一九〇〇	一九一三	一九二〇	一九三一
オーストラリア	七三	六一	五二	三九	三九
ニュージーランド	六四	六一	六〇	四八	四九
カナダ	四九	二四	二〇	一二	一七
南アフリカ	八三	六三	五六	五六	四三
インド	七七	六五	六五	四七	三四

反對に本國の輸出よりみるも、その全輸出中、英帝國內への輸出の割合は

一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇
四六%	四七%	四四%	四三%

に低落して行つた。かくの如き情勢は到底英本國の忍ぶ能はざる處であり、殊に歐洲大戰後世界市場に於けるブリテンの覇權が失はれた事の反面として、帝國市場の重要性が增加した事とに鑑み、英帝國ブロック强化の欲求は必至的に熾烈とならざるを得ない。オッタワ會議がその欲求の具體化であり、各屬領に於ける英特惠率增加の爲めの關稅率改正が、ブロック强化の一般的政策の一部であることは言を俟たない。併し乍ら、一般的政策のみで英產業防禦戰が不充分なるは勿論で、英國としては自國市場を最も侵すものに、更に個別的攻擊を加へざるを得ない。かくて日本品が當面の目標となつた譯である。

（三）世界市場に於ける日本品の排斥

一九三二年に於ける邦品全輸出額は十一億四千六百萬圓、昨年は十四億九百萬圓、本年上半期は六億八千七百萬圓に達し、昨年上半期に比し二億二千萬圓の增加となつてゐる。元來日本貿易は冬から春へかけては外國產原料品の輸入が行はれる爲め、上期は輸入季である。從つて本年も輸出入を比較すれば輸入九億二千二百萬圓に達し、二億三千五百萬圓の入超になつてゐるが、これは前述の事情に依つて當然なので、問題はこの輸入季に輸出が激增した

ことである。

かゝる輸出の大躍進は世界市場に於いて、日本品の輸入防壓手段を陸續として採用せしめた。

ハワイは昨年末セメントに對しダンピングの疑ひありとして評價差止めを行ひ、保證金積立を要求した。

フィリッピンは十二月ダンプ防止法に依り、ゴム底靴の關稅を引上げ、

和蘭は三月の輸入制限實施に依り、綿糸、さらし綿布等の輸入を制限し、

墨國は二月えび罐詰の關稅を引上げ、

波蘭はフイアンスポーセレン等の關稅を引上げ、

佛蘭西は三月、二割五分の爲替附加稅を課し、

米國も三月ゴム底靴等に米國品の米國內賣値の三割五分若しくは二割五分を賦課した。

もつと最近時ではフランスが九月以降、佛國向電球及電球用品に原產地名表示を命令した。加ふるに電球、玩具、萬年筆、既製衣類の七月乃至九月の對日割當額は、既に七月初旬滿了となつて、全くその進出は阻止された。

蘭領印度にては綿布の輸入に割當制を實施せんとし、蘭領東印度にては六月二十八日より日本セメントに輸入制限を實施した。

圓安の波に乘る日本商品のドイツ國內市場への進出は、最近數ケ月來殊に目覺しく、爲めに、爲替ダンプ對策が論議さるゝに至り、海外市場にてもドイツ貿易商は頗る經營困難に陷れるもの多く、爲めに歐米諸國の輸出業者と共同して日本品を防ぐべしとの意見が行はれてゐる。

米國に於いても、まぐろ罐詰、電球、セルロイド製品、マツチ、ブラツシ、じゆうたん、漁網等は關稅引上の爲めに、既に關稅委員會に於いて調査中のもの、又はダンピング嫌疑の爲め、大藏當局に調査委任中のものがある。

佛領モロツコ亦最近對日本差別的と見られるダンピング防止法を制定したゝめ、日本品は高率關稅の危險にさらされてゐる。

伊太利に於いても、三月中旬、代議士ヴアルチは日本綿製品排擊の必要を、下院の組合省豫算案上程の席上で論じた。その言ふ處に依れば日本品は土耳古、埃及、チユニス、亞爾然丁等に於いて伊太利品と競爭してゐる。その低廉の基本原因は低賃銀に在ると論じてゐる。

因に、綿製品は別とし所謂雜貨の輸出に於ける日本の躍進振を示せば、次の如く目覺しいものがある。

品名		本年度	昨年度
蟹、鮭、鱒以外の魚罐詰	數量（千斤）	八、一三六	三、六二九
	金額（千圓）	三、六二九	五二八
じうたん	金額（千圓）	二、五九八	一、四二五
ゴム靴	數量（千打）	三、五五七	一、二七九
	金額（千圓）	八五二	〇五三
セルロイド櫛	數量（千グロス）	一、一五六	三七一
	金額（千圓）	〇〇一	六四
電球	數量（千グロス）	四、七五六	二、五九八
	金額（千圓）	五五三	〇九
ブラツシ	金額（千圓）	一、六四五	九五九
魚網	數量（千斤）	一、二一七	一、一一三
	金額（千圓）	〇二二	六三六

以上、世界市場に於ける日本品排斥の概要を記述したのは、所謂英ブロックの日本品排斥が決して英ブロックのみの行ふ處に非ずして、却つてそれは世界の日本品排斥の一部であることを明かにせんが爲めである。

併し乍ら英ブロックの日本品排斥が、最も大なるものであり、徹底的であり、亦吾國貿易の受くる打撃も最大なるものであることは言を俟たぬ。

（四）英ブロックの日本品排斥

先づ日本貿易に於いて對英貿易が如何なる重要性を占めてゐるかをみる爲めに、吾國全輸出入中に占むる英帝國の率を米國のそれと比較して擧げよう。

「日本全輸出入に於ける米英の占むる率％」

		一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二
米國	へ出	四一、七	四二、五	三四、四	三七、〇	三一、六
	より入	二八、五	二九、五	二八、七	二七、七	三五、六
英國	へ出	二〇、一	二二、五	二五、九	二七、一	三〇、三
	より入	三二、三	三三、六	三〇、七	三一、五	二九、八

右表に依れば、對英貿易の重要性は對米貿易には稍ゝ劣るが、尚、輸出入共に三割内外を占めてゐる。殊に對英輸出の率は逐年增加してゐる。更に之を實數に就いてみるに（單位千圓）

	輸入	輸出	入出超
一九二八年	三九六・五四一	七〇八・七七六	八三一二・二三五
一九二九年	四八三・一五五	七二四・〇九八	二四〇・九四三
一九三〇年	三七九・二〇六	四七〇・一七九	九〇・九七三
一九三一年	三一〇・六九〇	三八九・五八九	七八・八九九
一九三二年	四二六・六〇四	四二六・六五五	五一

此の如く對英貿易は吾國貿易にとつて單に重要なるのみならず、貿易バランスの上から見ても、輸出漸增輸入漸減の趨勢に在る以上、日本にとつて頗る緊要たるは論なく從つて英ブロックの日本品排撃は甚大なる脅威と云はねばならぬ。

然るに逆に英國側からみるに英本國貿易上對日、對米及對屬領貿易の占むる重要性は

		一九二九年	一九三二年
日本	へ輸出	一・八％	一・六％
	より輸入	〇・七	一・〇
米國	へ輸出	六・二	四・一
	より輸入	一六・一	一一・九
英領	へ輸出	四四・五	四五・三
	より輸入	二九・四	三五・四

輸出入共に、對日貿易の重要性は少い。その日本が重要なる屬領貿易に大侵入を企てたのであるから、英國が默視し得ないのは當然であらう。

問題を通觀する爲めに英ブロックが日本品排斥の爲めに採れる手段、又は結果に於いて日本品排斥となれる手段の目星しいものを列擧して見よう。

一九三一年十月　印度。關稅引上
一九三二年八月　印度。關稅再引上
一九三二年十月　オタワ協定實施
一九三三年一月　印度。オタワ特惠關稅法實施
同　一月　セイロン。特惠關稅法實施
同　三月　印度。絹人絹稅引上
同　三月　カナダ。關稅改正
同　四月十日　日印通商條約破棄通告
同　五月一日　埃及。雜品關稅引上
同　五月二日　英本國。ゴム靴關稅引上
同　五月五日　英本國。綿手袋關稅引上
同　五月十五日　埃及。綿製品關稅引上
同　十七日　西阿通商條約廢棄通告
同　三十日　埃及。絹及人絹關稅引上
同　六月七日　輸出入制限條約脫退通告
同　七日　印度。綿布新關稅實施
同　十五日　マレー聯邦。綿布、麻、人絹關稅引上
同　二十日　濠洲。ゴム靴に對し現金供托要求。
同　二十六日　東阿。關稅引上
同　二十六日　南阿。關稅引上
同　七月十八日　南阿。電氣器具にダンプ稅賦課

此の如き英ブロックの全面的な日本品排斥の中、商品として最も重要なるは綿製品及人絹であり、特に綿製品である。故に先づ世界市場に於ける日英の綿布輸出の對立狀態が如何なるものであるかを示さう。これは一九三二年の統計である。

（單位千平方ヤード。△印は日本の少きを示す）

支那	日本	英國	比較
インド	二九一・三八六	七二・五九七	二一八・七八八
香港	六四四・五六八	五九九・二八五	四五・二八四
シヤム	二三・四〇八	五二・八六六	△二九・四五八
ヒリツピン	二四・三九七	九・四五九	一四・九三七
蘭印及英領インド	二一・四〇九	五・〇九四	一六・三一四
海峽植民地	三五二・一二八	四三・八六八	三〇八・二五九
濠洲	八二・一六五	三七・三四三	四四・八二二
	三七・一六二	一六六・五四二	△一二九・三六九

埃及	一九五・五〇三	八一・九一三	一一三・五九〇		
アフリカ	二〇六・六七一	三三五・四八三	△一二八・八一二		
バルカン	四二・二一二	五七・四三七	△一五・二二二		
南米	二七・九三五	二〇四・〇五一	△一七六・一一五		
アラビヤペルシヤ	六一・三三九	二六・八三五	三四・五〇四		
その他	三二・四七八	四九五・六六六	△四七三・一八七		
合計	二・〇三二・七七〇	二・一八八・四三五	△一五五・六五五		

右の如く、總輸出高に於いては日本は英國より一億五千五百萬平方ヤード少いが、一昨年に於いては三億ヤード少なかつた事實を省るならば、正に昨年度に於いては日本品は躍進したといはねばならぬ。

又人絹に就いてみれば（一九三二年）

	日本	英國
香港	二〇二（チャード）	—
英印	九二・五八五	五・六一〇
海峽植民地	八・五四八	四四四
カナダ	七九七	四・三五五
南阿	一二・一九九	二・四一六
東阿	五・一一二	六一
埃及	一九・七四六	—
アフリカ諸國	八・五三七	五・七六七
濠洲	八・三四〇	一・六九〇
西阿	—	六七七
セイロン	—	二・四六一
ニュージーランド	—	—

一九三二年に於いて英國人絹業は世界第三位に位し、産額六千九百萬ポンド、第二位は伊太利の七千萬ポンド、第一位は米國の一億三千百萬ポンドである。之に對し日本人絹は六千四百萬ポンドで第四位であるが、六年前には僅六百五十萬ポンドに過ぎなかつたのであり第四位とは云へ第三位の英國との差は五百萬ポンドに過ぎない。殊に本年上半期は遂に第二位となつた事實を考へれば、英國が恐怖するは當然である。然も日英工業の衝突は綿布や人絹に止らず、化學藥品、電球、自轉車、鋼釘、セメント、ゴム靴等頗る廣範圍に亘つてゐる。以下英帝國内主要地に於ける兩國の鬪爭を多少詳述するが、その前に所謂「日本品のダンピング」なる問題を論じて置かう。

問題は果して日本品の輸出がダンピングなりや否やであるが、それにはダンピングの語義を定めて置かねばならぬ。

ダンピングの語義は一樣でない。最も單純明白なるものは、生産費以下の販賣價格を指すものである。これと略と同義なのは、生産費に平均利潤を加へたもの、即ち、生産價格以下で賣ることをダンピングと稱するものである。國民政府の不當廉賣取締法第二條第三項は「生産原費より低廉なる時」と規定してゐる。併しこれは實際適用に當つては生産原費の調査が困難である爲めに、多く用ゐられない。次の定義は輸出國内の價格よりも低廉に販賣する

とである。もつと丁寧に云へば「輸出國に於ける輸出時の正當卸賣價格に運賃手數料保險料その他諸掛及關税を加算したる額より低廉なる價格」（日本關税定率法第五條の二施行に關する件）である。第四の定義はカナダの法律の如く、輸入國に於ける同國產同種品の價格以下の價格である。第五は輸出先に依つて異る價格で販賣される場合である。國民政府の前揭法の第三項はこれを規定してゐる。

筆者は第二の定義即ち內國價格に輸出の爲めの費用を加へたるものより低廉に販賣することをダンピングと稱する定義を採る。併しこの外に爲替ダンピング及び社會的ダンピングと稱せられるものがある。社會的ダンピングとは例へば勞銀の異常なる低廉等の如き、社會的事情に基く廉價販賣である。これは斷じてダンピングではない。單なる廉價とダンピングとは異る、ダンピングと言ふ以上は販賣者側に於ける或標準的な價格（これを何處に求めるにせよ）以下の販賣でなければならぬ。然らば爲替ダンピングは如何。自國通貨を以て表はす限り、爲替ダンピングは輸出價格の引下げを意味しない。換言すれば內國價格百圓のものを依然百圓で輸出してゐる。たゞ爲替低落の爲めに例へば平價ならば五十弗となるべきものが四十弗、三十弗となるに過ぎない。從つてこれはダンピングでないとの議論が成立する譯であるが、筆者はこの說を採らない。凡そ輸出品の外國市場に於ける價格は、常に當該市場の屬する國の貨幣に換算される。さればダンピング問題に於いても輸出商品の價格は、換算されたる價格で考へられなければならない。端的に云へば百圓と百圓が比較されるのでなくて、百圓と五十弗四十弗とが比較されなければならない。そしてその換算されたる價格が通常（金本位維持の場合に於ける）の換算價格より低廉なる時、之を一種のダンピングと斷ずべきである、

ダンピングの正當なる語義はたとへ筆者の言ふ如くであるにせよ、近時用ゐらるゝダンピングなる語は、更に一つの別樣な語義を有してゐる。印度產業保護法の規定に依れば「外國商品がインドに於いてインド產業の存立を危くする如き異常に低廉なる價格を以て賣却され、又は輸入さるゝ場合」總督は必要と認むる程度の關税を賦課し得ることになつてゐるが、之を普通にインドのダンピング法と稱してゐる。併しこれは正當でない。事實上はこの法文に規定されたる如き廉價にて販賣される場合は、多くはダンピングであるかも知れないが、併し單なる廉賣をダンピングと稱することは、結局經濟的諸概念の混亂を生ずるの危險を大ならしむるに過ぎない。インド當局もこれをダンピング防止法と稱せずして Safeguarding of Industries Act と稱してゐる。さて、本論に歸らう

（A）英本國に於ける日本品排斥。先づ對英本國の輸出貿易を、重要商品に就いてみるに次の如くである。

	一九三三年一—四月	一九三二年一—四月	一九三二年	一九三〇年
全輸出額	二二、五九三	一八、七〇〇	五九、六五七	五三、一六六
生糸	四、〇六二	三、三六〇	九、二五七	六、一六一
絹及人絹	二、二六一	一、六四三	四、七六一	四、二一二
メリヤス	一、四八八	一、二九七	三、八三七	五、四八九
豆類	一、八一一	一、八〇三	四、五二一	二、八七四
罐詰食料	一、五九八	一、八六八	六、一五七	四、六三五

	一九三〇年
全輸出額	六一、七九三
生糸	二、九一四
絹及人絹	六、二六二
メリヤス	六、九二〇
豆類	二、三三六
罐詰食料	四、八七四

最近に於て英國の外國商品排擊手段として行はれたるものは昨年三月一日に於ける新關税法である。これは（一）現在關税適用品及び特定免税品を除く一切の輸入品に從價一割を賦課し、（二）更に、この從價一割の外、必要品以外の商品に別に附加税を課することを骨子とする。

次に、同年四月二十六日に、前年十一月二十五日實施の「異常輸入關稅法」を廢止すると共に、該表の課稅品目の全部に從價一割を賦課して之を一般稅表に移し、同時にその稅表中、完成品の大部分に從價一割贅澤品に一割五分乃至二割鐵鋼半製品に二割三分三厘の各從價附加稅を課した。

右二回の關稅實施は日本品のみを目標とはしない。之を目標とするものを擧げれば五月十一日に人絹及絹織物生產業保護の爲めの暫定的施設として絹及人絹に附加稅を課した、即ち、全部又は一部が人絹より成る糸、織物、同製品に現行稅の外從價一割の附加稅を課することを骨子とする。

十月二十一日各種ゴム靴に現行從價二割の外に、一足に付き三片乃至二片の附加稅を課した。

本年に入つてからは

四月二十七日滿期の釦關稅從價三割三三を繼續することゝした。

五月二日ゴム靴關稅を深物一足一志六片乃至四片に、淺物を十片乃至一志に改正した。これは日本品にとつて從價十割の高率關稅に當るものである。

五月五日には綿を含む織物製手袋、柳枝バスケットへの關稅を、一般從價稅を含めて從價三割とした。

實際的手段として採用されたものは大凡右の如くであるが、尙今後にかゝる手段の採用せらるべき狀勢は充分に在るものといはねばならぬ。即ち、絹人絹物稅改正問題は、昨年五月の暫定的措置としての關稅實施以來關稅諮問委員會に附議されてゐたが、本年四月豫算案提出に關する英藏相の說明に依れば、該稅法は今回全然財政法より切離し、全然關稅諮問委員所管のものとなし、命令を以て隨時改正を可能ならしむることゝしたといふ。これは財政法と結合せしめて置いては、關稅收入の問題と關聯して審議が捗らなかつたからである。

（B）　埃及　埃及は一九三二年四月一日に從價一分の附加稅を全輸入品に賦課したが、之は問題でない。

六月二日絹、人絹及綿製品關稅を引上げた。從來の稅率に比すれば富士絹は二倍、縮緬は二—三倍、人絹四倍、綿製品は五分—一割の引上げである。

本年に於いては

五月一日マッチ等雜品の關稅を引上げ

五月十五日、綿糸布關稅を引上げた。殊に綿布は三割方引上げである。この結果、從價三五—五七パーセントから四五—七四パーセントになつた。

五月三十日一部絹布、及メリヤス等の從價率又は最底稅額を引上げた。

右の諸手段に明かなる如く、埃及の對日防戰は主として綿製品、絹及人絹に向けられてゐる。この問題を日本對英本國の鬪爭としてみる時、次表の如く、日本の進出、英國の退步となつてゐる。

埃及への輸出	一九三一年	一九三二年
日本	二二、八三〇（千圓）	四一、八七七（千圓）
英國	六六、五〇四	六五、一三〇
埃及より輸入		
日本	一三、五六八	一九、七八八
英國	一〇八、四一五	一〇四、〇六五

更に之を貿易內容よりみるに、日本の對埃及輸出の八割は綿布、絹及人絹織物であるが、その中綿布のみで全輸

出の六割五分を占めてゐる。本年一―四月の間に於いては七割余を占めてゐる。この綿布に於いて日英のエヂプト向輸出は次の如くである。

	英國	日本（千ヤード）
一九二八年	一二八、六七〇	七七、五九六
一九二九年	一五一、六一九	一〇七、四〇四
一九三〇年	一一七、六六一	一〇九、〇一五
一九三一年	七一、一九七	一〇三、七九九
一九三二年	八一、九一三	一九五、四三五

右の狀勢を阻止すべく行はれたのが、一九三一年二月及一九三二年六月の關稅改正であるが、これは日本綿布にとつて致命的打擊でもなく、且つ三二年は金再禁止の力で之を乘超えた。かくて本年五月の引上げとなつたのである。

人絹に就いてみれば、エヂプト向人絹の日英比較は次の如くである。

	英國	日本（單位千ヤード）
一九二九年	二、六六〇	一六
一九三〇年	二、一四五	一一〇
一九三一年	一、一四六	二、九九六
一九三二年	七七一	一九、七四六

日本品は三年間に、一千二百三十五倍となり、英國は三・四分の一となつた、埃及に於いては人絹製糸は存在せず製糸業は萠芽時代にして、絹織物工業の原料生絲は大部分、原料人絹は全部輸入品である。從つて保護は主として絹人絹織物に向けられてゐる。

（C）　濠洲　濠洲は今日迄の處、日本品排斥の爲めに多くの手段を採用してゐない。この事の基礎的理由は、日本輸出品と濠洲產業との衝突がない事、對濠貿易が例へば昨年度をみるに、輸出三千六百萬圓輸入一億三千四百萬圓の如く輸入片貿易なること及び濠洲が印度等と異り自治領である事等の裡に見出される。

對濠輸出貿易の內容をみるに　（單位千圓）

	一九三三、一―四月	一九三二、一―四月	一九三一	一九三〇
全輸出額	一三、三九七	七、一五四	一八、四〇五	二五、四八六
綿織物	三、一七六	三、八九五	二、八五六	二、四四一
絹人絹織物	四、〇六四	四、八七六	九、三二九	一三、七九七
生糸	一、二四〇	一、六二三	一、九二九	二、七八三
以上計	八、四八一	三、一六五	一四、一一四	一九、〇二一
		五、〇八〇	二四、六六四	

依然此處でも綿織物、絹、人絹が大部分を占めてゐる。昨年九月の關稅大改正の結果、綿小倉に對し高率關稅課稅範圍を擴大し、且つ特惠稅率を引下げたが、綿小倉は對濠綿製品輸出中、極めて小部分であるが故に實際的打擊は洵に輕微であつた。之に比較すれば、十月のオタワ協定に基く改正は影響が大きい。即ち、「外國品との競爭關係にある英國商品は他國品に比して、その稅率從價一割九分迄のものには一割七分五厘以上、從價一割九分以上のものには二割以上の特惠を受ける」との規定に依つて、一般稅率は次の如くに改められた。

絹織物	從價	三〇%	三〇%
絹メリヤス	從價	五五%	五〇%
	從量	四志	四志
絹糸		三七・五%	三五%
人絹織物		四〇	三五
人絹メリヤス	從價	五五%	五〇%
	從量	四志	四志
人絹糸		一七・五%	一〇%
普通綿糸		二五%	二五%

併し乍ら右表に見る如く、その引上げは比較的僅少であり、從つてこの改正は稅率引上及び特惠擴大の二重負擔であるに拘らず、日本商品が充分その障碍を乘越えてゐることは、前々表の本年一―四月と昨年一―四月とに於ける輸出額に明かである。

然るに英本國はその綿業の利益の爲めに、濠洲政府を動かして日本品阻止の要望を貫かんとしてゐる。元來、この市場に於ける日英綿布戰は英國の決定的優勝を示してゐる。即ち

	英品（千ヤード）	日本品
一九三一年	一二三、〇一二	一四、一五三
一九三二年	一六六、五三二	二〇、九三九

然るに本年に入つて以來、一―五月の間に於ける綿布輸出は二千四百三十余萬ヤードに激增し、昨年同期の三倍に及んでゐる。一方、英國にとつて濠洲はインドに次ぐ第二位の重要市場である。かゝる情勢が濠洲政府をして遂に「爲替安に基く日本品の攻勢に對する諸方策を、即時英本國政府と協議することに決定」（七月八日カンベラ發電通東朝九日）せしめたのである。併し十日濠洲聯邦通商相ホワイト中佐の言明に依れば、「從來濠洲から日本への輸出に於いては日本よりの輸入額の三倍に及んで居り、濠洲政府は日本との間に於ける現在の友好關係の維持を切望してゐる、從つて濠洲政府では日本品の競爭が不正競爭と認められる場合に關してだけ對策を講ずることゝならう」といふのである。如何なる對策が講ぜらるゝかは勿論不明であるが、現行法令の範圍内で行はれるとすれば、產業維持法中の爲替ダンピング規定の（乙）に依る事と思はれが、それは次の如く規定されてゐる。

（乙）通貨下落の結果として英本國に於いて製造されると同種類且つ同品質の貨物が英本國内に於ける通常價格よりも廉價を以て、濠洲に該貨物を輸入する商人に販賣される場合は、該貨物の輸入に對し、英本國内の市價と引渡價格の差額に相當する附加稅が課せられる。

對濠貿易上、更に羊毛工業の問題が存在する。未だ之は表面化してはゐないが、近年に於ける吾國羊毛工業の急展が英國羊毛工業との衝突を惹起すべき可能性が大となりつゝある。殊に近來紡績會社中にも綿業行詰りの打開策として羊毛工業の兼營を行はんとするもの續出の傾向にある爲め、本工業は將來日本織維工業界に重要性を加へんとしつゝある際、問題は一層緊迫の度を增してゐる。現に三年前英國綿業使節來朝の際にも羊毛工業を視察して歸り、英本國で種々策動した事實がある。依つて吾國も萬一に備へアルゼンチン及びウルグアイ產羊毛の利用を研究の結果、その使用價値十分なることを確め、大阪商船の南米羊毛輸入に運賃の大引下げを實施し、大々的に輸入を進めんとする計畫も行はれてゐる。これは一面に於いて吾國原料羊毛の殆んど全部を供給しつゝある濠洲（年額一

億圓平均六十二萬俵）に對する牽制策として、之に依つて日濠通商條約の締結を促進せんとするものである。八月十七日內田外相は官邸に羊毛工業會代表を招き重要對策を協議し、結局、貿易均衡主義に依つて羊毛輸入の統制を行ふことにした。濠洲側に於いても、濠洲議會に於ける關稅問題の討議終了後、通商條約締結の提議を日本に向つて爲すものと信ぜられてゐる。

ニュージーランドでも日本品進出は該地に於ける英人生產者に一大脅威を與へ、その代表は七月三日のニュージーランド下院に於て、同國毛織工場の破滅を救ふ爲め、之に從價稅の外に重量稅をも課すべき事を力說した。

（D）南阿聯邦　一般に阿弗利加は日本品にとつてさして重要なる市場ではなかつたが、近來急激に進出するに至つた。之を南阿聯邦についてみれば即ち

一九三〇	一四、二（百萬圓）
一九三一	一九、二
一九三二	一六、四

特に注意すべきは一九三一年に於いては、各國の對南阿聯邦輸出が減少したるに拘らず、日本のみ五割二分の進出をみた事である。輸入は輸出の一割に達したることなく、且つ連年低落の傾向に在る。かのく如き對濠洲とは反對の片貿易は、以て南阿聯邦をして强硬手段をとるを得しむるものである。

對南阿聯邦輸出の大宗は、例に依り綿織物、絹人織メリヤス等で、昨年度の輸出の七割四分弱に達してゐる。そして此處でも日英は次の如く爭つてゐる。

綿布（千ヤード）

	日本	英國
一九二九	一三、七七八	七一、六一八
一九三〇	二三、六八六	五七、二五二
一九三一	三九、〇三三	五五、三八四
一九三二	三六、三一六	五一、九九三

人絹（千ヤード）

	日本	英國
一九二九	五七	四、七二〇
一九三〇	一、〇二七	四、三九三
一九三一	九、四六二	四、〇三九
一九三二	二、二〇〇	二、七四九

昨年秋より本年春まで南阿及東阿市場を視察せるマンチスター Shasha 商會主 I. M. Shasha は、マンチエスターガーディアン紙の代表者に對し次の如く述べてゐる「南ア及東アの主要市場を視察して、日本の投賣が此等市場に於いて、如何に英國貿易を破壞しつゝあるかを目前にみて驚嘆した。日本品は英國の生產費以下の値段で供給せられつゝある。英國は其の利益保護上、當然其貿易業者の爲めに同樣の特惠を主張すべきである、英國貿易業者をして日本品と競爭し得しむる爲めには、五割の特惠關稅を與へなければならない。今にして、何等かの對策に出でなければ、英國貿易は遂に滅亡するに至るであらう」と。そしてこの意見は在モンパサ久我領事の云ふ處に依れば、英國貿易業者一般の意見を代表するものである。

然らば南阿聯邦は如何なる手段をとつたか。昨年二月爲替ダンプ稅法を設定し、九月十二日日本よりの過燐酸肥料に之を適用し、十一月十八日セメントにも實施した。殊に重要なのは十月のオタワ協定による關稅改正で、當時の相場からみれば綿布には十二割、人絹には七割四分に當つてゐる。然もこの場合注意すべきことは、コンゴー盆地條約の爲めに英國製純絹及人絹布に對して特惠がないことである。然るにコンゴー條約改訂又は破棄は、別述の如く、簡單には行かない。かくて日本品排斥は同時に英品の排斥となるのである。從つてその效果は消極的である。

（E）東阿及び西阿

本年五月十六日、英商相ランシマンは下院に於いて「イギリス政府は英領西阿弗利加との通商を規定した日英條約を廢棄するに決し、これに必要なる十二ケ月の豫告期間を以て直ちに日本政府に對しその旨通告するに決したと發表した。そして十七日正式に通告が到達した。西阿と日本との間には特別な通商條約は無く、日英通商條約第二十七條に於いて西阿も同條約に加入する旨の規定があつたのであるが、今回之が廢棄を通告し來つた譯である。この通告に依りて明年五月十八日から對日最惠國待遇が破棄されることになる。この通告には來るべき日英會商に對する牽制策としての政治的意味も恐らくは含まれてゐるであらうけれども、それは別として純經濟的意味から云へば、西阿市場を英國の爲めに確保せんとするものであることは明白である。現在どの程度まで邦品が西阿市場に侵入してゐるかは、西阿に關する特別な統計がなく、且つ東阿南阿等を通じて輸入されるものが多いので、之を示すことは出來ないが、西阿英商ホールトの言に依れば西阿沿岸地方にては、英品白シャツは一打十八志なるに對し、日本品は十四志三片であるといふ。かくて邦品の猛襲と之が防護の運動とは既に昨年來行はれてゐる處で、十一月末リヴアプール商業會議所理事會は「日本品が英領西阿市場に於いて、貿易の常軌を攪亂して法外の安價を以て市場に潜入發展を試みつゝある事實に鑑み、英帝國内に於ける他市場の例に依り、同市場防護の爲め、速に對日最惠國條款を廢棄するの急務なる事を勸告す」と決議した。五月十七日の通告はかゝる運動の成功を示すものである。現在迄の處西阿が採れる排日品手段は右の通告に止るが、通商條約廢棄は今後に於ける西阿側行動の自由を保證するものであるから、今後關稅引上その他の手段が實施せられることを覺悟せねばならぬ。

東阿も亦日本品の進出に惱まされてゐる。こゝに於ける日英貿易を比較するならば（數字は英領東亞及葡領東阿への合計である）

日本	一九三〇	一九三一	一九三二（單位百萬圓）
英國	一〇、六	一〇、八	一五、七
	七三、三	五三、六	三九、七

絶對數は勿論英國が大であるが、一は激減し一は激增してゐる事が問題である。更に主たる鬪爭品目たる綿布及人絹織を比較するに

綿布（單位チヤール）

	總計	日本	英國
一九二九	八九、〇八四	二七、二八三	二〇、一八二
一九三〇	七七、五八六	三一、六二九	一七、五〇〇
一九三一	八三、三二三	四四、三五四	一〇、八七九
一九三二	七四、〇六八	四七、八八〇	一〇、八八二

人絹織物（單位千ヤール）

	總計	日本	英國
一九二九	一、五八八	一四八	二三二
一九三〇	一、九六四	一、〇四三	一一六
一九三一	二、四一一	二、一八〇	四二
一九三二	四、三一一	四、二三九	二一

英國の決定的敗北は右表に依りて明かであらう。

本年六月二十六日英領ケンヤは新輸入稅を實施した。その改正の結果、重目粗布への關稅は安くなつたがその他のものは二割乃至五割方增稅となるものである。

更に八月十二日英保護領ザンジバールも輸入關稅の引上げを行つたが、その品目は殆んど日本品を含むものである爲め、同方面向け日本品は相當の打擊を蒙るものと見られてゐる。即ち、綿毛布、ゴム靴、生地綿布、加工綿布、人絹、シャツ、自轉車、洋傘その他に及んでゐる。

然も之等の引上げは無差別に行はれるが故に、邦品の輸入減少に依つて間接的に英國を援助し得ても、特惠制の實施に依る直接の援助を與へ得ない。それは所謂コンゴー盆地條約に制せられてゐるからである。これは一九一九年九月十日サン・ジエルマン・アン・レイに於て、日、英、米、佛、白、葡、伊等の諸國全權に依つて署名せられたものでコンゴー盆地を中心とするアフリカ地方に於ける開發、居住、及び通商の自由と均等主義とを約定したものである。同條約第十條に依れば、各署名國は條約實施の日より十年の期間滿了の際、經驗上必要となれる修正を本條約に加ふる爲め會合することゝなり居り、右十年の期間は一九三〇年七月三十一日を以て滿了したるも、未だ何れの國よりも右修正會議開催の提議をみずして今日に及んだものである。從つて近年の貿易事情の變化及びオタワ會議等に示されたる英ブロック運動の進展と共に、該條約修正又は廢棄の可否が論議せられるに至つた。從來の論調に依れば英本國は改訂に贊し、東阿に在つては反對の傾向であつたが、次第に東阿に於いても贊成の氣運が濃厚となつてゐる。即ち一九三二年三月十一日ナイビロ市に開催されたるケンヤ植民地農商組合會は「オタワ會議に於てコンゴー盆地條約問題の討議に當りては、英帝國は關税目的の爲には單一體と看做さるべしとの原則に依つて考慮すべき事を建議す」と決議し、又、ナイビロ商業會議所は同年六月十四日の總會に於いて「本商業會議所は英帝國產品に對する特惠税率の實施を希望す」と決議した。但し反對もある。同年五月十一日モンバサ商業會議所は「コンゴー盆地條約の廢棄は全體として英帝國の貿易に左したる利益を齎らさざるに反し、東アフリカの貿易を阻害すること甚大なるべし」と決議してゐる。贊否兩論は尙最近に於いても存在する。東阿商業會議所聯合會長セイヤー氏は本年七月二十四日同聯合會年次大會に於いて、日本品排斥に關する强硬なる反對意見をのべてゐる。即ちその說く處に依れば、東アの對日輸出はその意義頗る重要で、特にウガンダ產の棉花及びマガヂ產ソーダは最近顯著なる輸出をみてゐる。然るに日本品に制限を加へたる爲め、日本商業者がその門戶を閉す如き結果を招かんか、その東アに及ぼす惡影響は最も重大であらう。余はこの意味に於いて日本品の特殊扱ひに反對であると。然るに翌日の同會議は「コンゴー盆地條約及びマンデー條約は東アの財政、經濟の自由を拘束し、特惠の實施を不可能ならしむるのみならず、日本品及び移民の進出を促進するのおそれあるを以て、これ等兩條約の改訂を希望す」と率直に決議してゐる。この兩說の孰れが勝つかは豫斷出來ない。改訂贊成者が東ア資本の代表で、反對者が英國資本の代表とも言へない。例へば反對論者のセイヤーが言及せるマガヂ天然曹達の如きは、公稱資本九千萬磅といはるゝ英國の大トラスト Imperial Chemical Industry の支配下に在るものである。孰れにせよ、條約改訂が急速に實現し難いことは事實である。それはコンゴー盆地條約が多數國家間に結ばれた條約であり、從つて英國一國の意思で自由に改訂は出來ないし、又、タンガイカに適用されてゐるマンデート條約も、國際聯盟理事會の採擇せるB式委任統治條項第七條に「受任國（英國）は通過及び航海の自由並びに經濟上、商業上及び產業上の完全なる均等を、自國民に對すると同樣なる地步に於いて、一切の國際聯盟國々民に對し確保すべし」と明記されてゐるからである。併し反對に、日本の聯盟脫退通告後二ケ年經過すれば、この條項は日本に適用されなくなるとも云へる。兎に角これは全英ブロックの排日品運動の一障碍たるは勿論であるが、さりとて本年七月二十九日東朝紙所載の外務當局の見解の如く「英國外相サイモン氏の外交政策はこれを契機として行塞るであらう」といふ程の障碍ではない。元來英ブロックは決して水も洩らさぬ結合などはして居らぬ。從つて、これ位の障碍で英國の對日外交が轉換などはせぬ。英ブロックの排日はサイモン一個の思想の表現ではなく、帝國主義世界に於ける英國資本主義の必死の回生策である。

（F）加奈陀。英帝國ブロック中に在つて、最も有力なものは加奈陀である。最も有力なるが故に英本國の支配

は最も稀薄である。且つ日本加奈陀間の貿易は、例へば一九三二年をみるに、輸出五百六十萬圓、輸入三千九百萬圓の輸入片貿易で、これは昨年に限つたことでなく、連年これを繼續してゐる。更に日本輸出貿易の大家にして、最近の貿易問題の中心商品たる織維工業品をみるに、對加奈陀輸出品目中では矢張り金額の多いものではあるが、主たる部分は生糸、絹製品、屑絲類で、人絹綿織物等の加奈陀工業と衝突するものは遙に下位に在る。上記三個の事情は日加貿易關係の比較的平靜を維持せる根本的理由と看做して大過なき如くである。

併しかく言ふことは、決して加奈陀が日本品の輸入に打擊を與へなかつたといふのではない。昨年十一月十三日にはオタワ協定に基く關稅改正を實施し、本年三月二十二日にも廣汎な改正を實施してゐる。併し加奈陀の採れる對日政策中、最も著るしいものはダンピング稅の實施で、昨年六月二日及び十日には鉛筆及莫大小地に之を行ひ、十月二十六日には鮭罐詰に實施した。昨年末在バンクーバ野々村領事代理の報告に依れば「現ベネト政府はその成立以來幾回となく關稅の障壁を高め、其甚敷きはダンピング稅の賦課に依り事實上本邦品の對加輸入を禁止狀態に置き居ることは、吾商品貿易に一大打擊を蒙らしめつゝあり」といふ。併し該報告中に掲載されてある一九三〇年及一九三一年度の輸出表をみるに、未だ右野々村氏の云ふ如き大打擊は、ダンピング稅賦課の商品に就いては現れて居らない。

併し、今日までの對加貿易の平靜が無條件的に永續するとは云へない。若し將來排日品問題が起るとすれば、それは英本國の對加奈陀市場策との衝突よりは、寧ろ加奈陀自身の工業の發展に起因するものが起るであらう。例へばカナダ絹工業の狀況をみるに、一九三一年の狀況は一九三〇年に比し、工場數は二個減少したるに拘らず、生産額、投資額、從業員數は次の如く增加した。

	工場數	資本額（弗）	從業員數	生産額（弗）
一九一七	九	二、二二三、一六四	八二四	、二、三七二、〇〇一
一九二九	二三	二八、二七八、六五四	四、三七二	一四、四七六、〇八〇
一九三〇	二五	三〇、五〇六、〇六〇	五、三九三	一七、八〇八、五九八
一九三一	二三	三二、二〇五、二〇七	六、二七二	一八、一八七、四九二

勿論こゝに云ふ絹工業は同時に人絹工業を行ひつゝあるものである。爭ひはこの邊に釀されよう。

（G）海峽植民地其他。此處では海峽植民地、マレー聯邦、ジョホール州、セイロン、サラワック等に就いて一括して記述する。インドと濠洲の間に介在する、所謂南洋に於ける英國領土も亦英ブロックの一員として邦品排斥の傾向は明かに存在する。それ等英國の南洋領土中貿易關係からみれば、海峽植民地が最も重要であるが、先づ之に對する日本輸出貿易をみるに次の如き數字となつてゐる

全輸出額	一九三一 二五・五	一九三一 一九・一	一九三〇 二六・九
綿布	一一・二	五・六	六・三
絹人絹織	二・九	二・六	四・五
石炭	二・四	一・八	二・五
洋灰	〇・八	一・八	一・五

（單位百萬圓）

昨年度總額二千五百五十萬圓中、織維工業品は一千四百十萬圓即ち、約半分に及んでゐる。海峽植民地の關稅改

正は昨年五月三十日に英特惠關稅を實施したるも、その品目は酒類及煙草に止り、邦品への影響は僅少であつた。

然るに本年六月十五日馬來聯邦は關稅改正を行ひ、日本品は英品に比して頗る重稅を課せらるゝに至り、從來はその差一割にすぎなかつたのが、この改正に依り邦品は極上品三割、中等品四、五割、又最も多量を占むる下等品は七、八割以上の高率を課せられることゝなつた。これは海峽植民地への輸出が大部分同聯邦へ仲斷されるものであるから、結局海峽植民地向輸出品が課稅されたことゝ大差ない。日本は直ちに英本國政府及マレー聯邦政府に抗議せしめたが、爾後返事がない。併しこの六月十五日の關稅引上げは最初ではなく昨年六月一日、綿入絹製品等の關稅を引上げ更に昨年十月十四日、オタワ協定に基き、綿、絹、人絹その他織物及衣類の輸入稅を一割から二割に引上げ、その他、自轉車、タイヤ、ゴム靴等の雜貨に就いても同時に引上げてゐる。その他本年四月五日煉乳等の關稅引上げを行つたが、本邦輸入高は毎月千箱內外、且つ品不足の爲め近時輸入減少の折柄大して影響はない。

ジョホール州では本年七月一日より關稅改正を實施した。之に依れば、從來の外國綿布從價二割、ゴム靴每足五十仙、罐壜詰食料品從價二割、その他の多數品目の外品輸入稅率を据置きとし、之等に對する英品輸入稅を一律に免除することゝして、英特惠を増大した。

次にセイロンをみるに、一九三二年に於ける對日貿易關係は主要品に就いてみれば次の如くである。

（單位ルピー）

輸入（日本より）	
綿布綿製品	六、〇一六、〇〇七
絹布絹製品	一、八四一、九九九
人絹及人絹製品	一、五六一、四六〇
セメント	一、一八八、一一三
輸出	
椰子椰子製品	五二六、五八五
黑鉛	二七一、二二八
茶	二六〇、三八七
ゴム	三六、四七六

明かに日本からの輸出片貿易である。

更に同島輸入本邦重要品と英國競爭品との比較をみるに

		一九三一	一九三二
晒綿布	日 數量	七、九八六、〇一三	一三、八九一、一四一
	日 金額	一、三一八、一一〇	一、八五八、八九二
	英 數量	六、二八八、二七六	六、二四二、二五六
	英 金額	一、八二一、七九八	一、七四三、八九四
染綿布	日 數量	七六三、二二〇	一〇、七五八、四四八
	日 金額	八二一、九九三	一、七九九、五二一
	英 數量	二、〇八九、〇五一	二、〇四三、五八七
	英 金額	七九六、四三一	七二八、五七五
生綿布	日 數量	五七〇、八七五	一、七〇一、七九三
	日 金額	九一、二六四	二一七、四六四
	英 數量	一、六八八、一五三	二、三五五、八三三
	英 金額	三五八、二八三	四五四、六四八

捺染綿布	日 數量	一〇、四〇二、三二四	一三、九八七、六一六
	日 金額	一、六一六、七九六	一、五五四、六一六
	英 數量	五、九〇二、二五八	五、一〇五、二二〇
	英 金額	二、〇五九、四八〇	一、六三九、五五〇
人絹布	日 數量	四、〇八一、〇二五	六、一〇七、二二〇
	日 金額	一、四七九、九五一	一、五六一、四六〇
	英 數量	四六三、〇四八	二七〇、三一〇
	英 金額	一四四、八六七	一一三、〇八五

右の如き日本品の驚異的進出は一九三〇年以來、コロンボ商業會議所をして、再三その輸入防遏運動を起さしめたるも、幸ひにして、行政當局及び議會は之を否決した。英本國製造業者も同様の運動を行つた。形式的には本年一月三十一日特惠關税法を制定實施したるも、綿布及綿製品、セメント、硝子及キャンバス靴は特惠品目中より除外せられ、絹布及人絹布に就いては僅々特惠差五分にすぎない。かくて實質的には日本品はたした打撃を受けない譯である。然るに本年八月十五日東朝紙に依れば遂に、本島に於いても綿製品に對し、從來の無差別なる一割を廢し、英國品には据置きとし、日本品にはその二倍乃至三倍の課税を爲さんとする計畫がある由である。これが實現すれば致命的大打撃たるは言ふまでもない。

地中海の一小島マルタ及びサイプラス島でさへも、日本品排斥の聲が擧げられてゐる。

（五）日印通商問題

廣袤一百八十萬平方哩、ガンヂスの沃野は大英帝國の礎石である、英國資本主義はこゝに原料を求め、こゝにその製品の市場を見出した。然るに日本資本主義の發展は、インドを日本に對しても亦同様の關係に置いた。原棉供給地としての印度は又日本綿布の大市場となつた。爭ひは此處にその根元を持つ。それと共に印度は明かに産業革命の影響を受けてゐる。綿業、麻、石炭業に於いて近世的組織は發展しつゝある。然も印度人口の大部分は農民である。日印通商問題はかゝる事實に依つて複雜化される。

一九三〇年三月印度政府は初めて日英兩國綿製品に關税の差を設けた。英品一割五分、日品二割の特惠制度を布いた。日印通商問題の發端はこゝに見出される。この特惠實施の直接原因は左記の統計中に見出されよう。

	日本	英國	對英品邦品%
	（百萬平方碼）		
一九二八年	三〇五	一四四一	二一
一九二九年	五一九	一二六一	四一
一九三〇年	三九〇	七九一	五〇

僅五分の特惠差は日本品の進入を抑へるべくもない。依つて一九三一年十月からその差は六分二厘五毛に增大された。その結果はどうであつたか

	日本	英國	
一九三一年	四〇四	三八九	一〇一%

英國綿布の落調いよ〳〵急であつた。三二年八月遂に大幅の對日關税引上が行はれ、特惠差は二割五分に增大した。その結果はどうであつたか。一九三二年四月から一九三三年三月迄に於ける一ケ年に於いて日英綿布の對立は次の如く變化した。

	日本（百萬平方ヤード）	英國
上半期	三一三	三〇六
下半期	二六五	二八一
計	五七八	五八七

印度政府は更に進んで一九三三年四月十日英國政府を通じて日印通商條約の破棄を通告し、六月七日印度産業保證法の發動に依りて、平織生地綿布の關税を從價五割から一擧に七割五分に引上げた。かゝる印度側の强硬策に對し日本紡績聯合會は印棉不買決議を行つた。ここいら邊までが今日までの日印紛爭の山である。以下この間の事情を多少詳述しやう。

（註）印度綿布關税引上

	英品	日品	特惠差
一九二一年迄	四・〇%	四%	〇
一九二五年迄	七・五%	七・五%	〇
一九三〇年迄	一一・〇%	一一・〇%	〇
一九三〇年三月ヨリ	一五・〇%	二〇・〇%	五%
一九三一年三月ヨリ	二〇・〇%	二五・〇%	五%
一九三一年十月ヨリ	二五・〇%	三一・二五%	六・二五%
一九三二年八月ヨリ	二五・〇%	五〇・〇%	二五・〇%
一九三三年六月より	二五・〇%	七五・〇%	五〇・〇%

日本及び英國商品の市場として、インドは如何なる意義を有するか。日印問題の重要性はこの點を明かにすることに依つて決定される。

昨年度の數字に依れば本邦總輸出額十四億九百九十九萬二千圓の中、對印輸出は一億九千二百四十九萬二千圓及び、その比率一割三分、總輸入十四億三千百四十六萬一千圓中、一億一千六百八十六萬五千圓で、比率八分を占め、輸出に於いては米國に次いで第二位、輸入に於いては米國及濠洲に次いで第三位を占めてゐる。殊に滿洲及上海事變に依る對支貿易の激減以來、インド貿易は益日本貿易上重要化してゐる。

之を英國側からみるに、同じく一九三二年度に於いて、インドよりの輸入三二三一萬四五四八磅、輸出三四〇九萬一三九七磅、全輸入及輸出に對する割合は、四分六厘及び九分三厘を占めてゐる。順位よりみれば輸入に於いては第七であるが、輸出に於いては第一位である。日英兩國が之を重要視し、殊に英國が斷然强硬策を採る理由は實に明白である。

この重要市場に於いて日英兩國は如何に爭つたか。

英領インドへの日英輸出額　（單位、百萬ルーピー）

	一九二五	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二
英帝國全體から	一、三三七	一、二四五	七六〇	五六六	
英本國から	一、一五三	一、〇三一	六一三	四四八	
日本から	一八二	二三六	一四五	一三二	

之に依れば一九二五年から三一年の間に、英本國よりの輸出は六一・一%減少したのに、日本のそれは二六・九%

に止つてゐる。

對印日本輸出の大宗たる綿製品及び人絹に就いて之をみるに、明白なる事實は英品が逐年衰退の一途を辿れるに反し、日本品が著るしき躍進を示せるの一事である。日本は生地綿布に於て英國品を遙に凌駕せるのみならず、加工綿布に於いても英國に肉迫した。次表は之が詳細を語るものである。

	數量（年度は四月―翌年三月）			價格		
	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二
綿絲（千「ポンド」）（Aは總輸入高　Bは英國ヨリ　Cは日本ヨリ）						
A	四三、八八二	二九、一四〇	三一、五七五	五九、九八六	三〇、八三七	二九、八八八
B	二〇、一一二	一〇、三一五	一一、九一三	二九、五九一	一二、六五七	一二、一八二
C	一〇、八七〇	六、八九五	六、二〇六	一六、三七八	八、三五六	八、二八二
（甲は總輸入額に對する英國よりの%、乙は同じく日本よりの%）						
甲	四五・八%	三五・四%	三七・三%	四九・三%	四一・一%	四〇・八%
乙	二四・八%	二三・七%	一九・七%	二七・三%	二七・一%	二七・七%
綿織物（千「ヤード」）						
（一）生地						
A	九二五、五四九	三六五、〇三九	二四九、四〇〇	二〇九、二五八	六八、六七六	三九、二四四
B	五二〇、五一五	一四三、二九七	五九、六七九	一一七、五九九	二八、一二八	九、五五四
C	三九三、六九六	二一八、三一九	一八五、二一六	八九、二二六	三九、八二九	二八、九〇〇
甲	五六・二%	三九・三%	二三・九%	五六・二%	四一・〇%	二四・三%
乙	四二・五%	五九・八%	七四・三%	四二・五%	五八・〇%	七三・六%
（二）晒						
A	四七三、五八四	二七一、六四二	二七九、六八二	一三二、七五七	六二、〇五一	五三、二七五
B	四三五、九四八	二二九、九六〇	二〇七、〇四六	一三〇、二五八	五二、二九四	四〇、二〇二
C	一五、八八〇	二八、一〇五	五九、八二〇	三、三二五	五、〇九七	九、三四四
甲	九二・二%	八四・七%	七四・〇%	九〇・六%	八四・三%	七五・五%
乙	二・九%	一〇・三%	二一・四%	二・五%	八・二%	一七・五%
（三）加工						
A	四八三、四七五	二四五、七七二	二二三、二四三	一五一、四六六	六八、一九四	五〇、五二八
B	二七八、六二〇	一四七、六四一	一一〇、二七一	九五、〇四四	四四、七六一	二八、五三六
C	一五四、二七〇	七四、三三〇	九四、六六八	三四、四七八	一四、三七一	一六、二六七
甲	五七・六%	六〇・一%	四九・四%	六二・七%	六五・六%	五六・五%
乙	三一・九%	三〇・二%	四二・四%	二二・八%	二一・一%	三二・二%
絹交織物（千「ヤード」）						
A	二、九九〇	四、六〇〇	五、〇九〇	三、四七五	二、八一〇	三、〇二〇
B	二三三	一九二	一八五	三七七	三二五	一三二
C	二、〇二〇	三、九七四	四、〇五三	一、九四九	一、八六〇	一、八三〇
						（一三五）

甲	七・八%	四・二%	三・六%	一〇・八%	一五四	（一三三六）
乙	六七・六%	八六・四%	七九・六%	五六・一%	一一・六%	七・七%
					六六・二%	六〇・六%

絹織物

A	二三、九二五	一六、七五五	一九、九二四	二二、二五九	一二、六八六	一二、六二〇
B	四四	二七	一四八	一〇七	六三	一六四
C	一三、三九二	七、八三五	一一、七四五	一二、六一九	六、〇〇〇	七、一八九
甲	〇・二%	〇・二%	〇・七%	〇・五%	〇・五%	一・三%
乙	五八・四%	四六・八%	五九・〇%	五六・七%	四七・三%	五七・〇%

人絹交織綿布

A	五六、六〇〇	五一、四九五	八四、六三九	三一、四九八	二一、一六〇	二五、一七七
B	七、二二七	二、四〇七	一、六四六	四、一五五	一、二七四	九六一
C	二五、〇三八	三八、二〇七	七四、五四九	一四、〇〇一	一五、〇三六	二〇、八六〇
甲	一二・八%	四・七%	二・〇%	一三・二%	六・〇%	三・八%
乙	四四・二%	七四・二%	八八・一%	四四・五%	七一・一%	八二・八%

右は一九三二年三月末までゞあるが、更に同年八月迄の分、即ち同月に於ける綿布關稅の大幅引上げに至る迄の綿布競爭狀態をみるに

綿絲

（單位チャード）

A	二一、五九六	一八、七四三	二一、七八九	三五、三二五
B	七、三〇七	七、二四五	六、四一七	二五、五二五
C	八、九六三	七、八五二	一五、二八二	七、六六二
甲	三三・六%	三九・二%	二九・四%	
乙	四一・五	四二・五	七〇・一	
	昨年同期%	昨年同期%	昨年同期%	
	三八・一%	四四・五%	二七・八%	
	一六・九	二四・八	七一・三	

綿織物

（一）生地

（價格千ルーピー）

A	一四四、七六八	一八、七四三	二一、七八九	三五、三二五
B	四〇、三九〇	七、二四五	六、四一七	二五、五二五
C	一〇三、八〇五	七、八五二	一五、二八二	七、六六二
甲	二七・九%	三九・二%	二九・四%	
乙	七一・七	四二・五	七〇・一	
	昨年同期%	昨年同期%	昨年同期%	
	二六・八%	四四・五%	二七・八%	
	七二・三	二四・八	七一・三	

（二）晒

A	一八九、三一四			
B	一三一、五七四			
C	五二、六一一			

		昨年同期%		昨年同期%		昨年同期%
甲	六九・五%	八一・一%	七二・二%	八一・〇%	一五六	（一三三八）
乙	二七・八	一四・九	二一・七	一三・一		

（三）加工

A	一九五、八七六	三八、九七五		
B	八八、〇七五	二二、三一一		
C	一〇〇、五六〇	一四、二九五		
			昨年同期%	
甲	四四・九%	四九・六%	五七・三%	五六・四%
乙	五一・三	四二・四	三六・七	三一・一

この統計に於ける顯著な事實は、加工綿布の數量が遂に英國を凌駕したこと、及び綿絲が價格數量共に首位を占むるに至つた事である。英國の防戰が俄然眞劍味を帶びるに至つたのは當然である。而して同時に注意すべきはインドに於ける綿布生産の增大である。

印度に於ける綿布供給狀態（單位百萬ヤード）

	戰前平均		一九二九		一九三〇		一九三一
印度國産	一、一〇五		一、八九三		二、四一八		二、九一九
外國品	二、六一六		一、八九七		二、五一六		二、九一九
總供給高ニ對スル%					八八一		七五四

印度國産	二九・四%	四九・九%	五六・二%	七四・六%	八〇・〇%	
外國品	七〇・六	五〇・一	四三・八	二五・四	二〇・〇	

前掲諸表の示す處は、英國がインド國内の工業發展と邦品進出との二重の攻擊を受けて敗退しつゝあることである。同時に邦品の進出は英品に對してのみならず、インド國産綿製品に對しても脅威である。依つて一九三二年八月の關稅改正亦二重の意義を有する。その一は稅率引上より生ずべき日本品輸入の積極的防止であつてこれに依つて印度綿工業は保護される。同時に特惠の擴大に依つて英國綿業が保護される。それ故に印度の日本綿布防止は單にランカシヤー對日本の問題ではない。

（註）前掲印度國産綿布の供給表には手機が含まれてゐない。之をも含む數字は次の如くである。但し印度紡及輸入量の數字は多少前表のそれと喰違つてゐるが、國産品の急增の勢は充分示される。

（百萬平方ヤード）

	輸入	印紡	手機	計
一九二九	一、九一二	一、八九三	一、一一六	四、九二三
一九三〇	一、八〇八	二、四一九	一、六六九	五、八九六
一九三一	八八九	二、五八一	一、七四一	五、一九一

一九三二年八月の綿布關稅改正は前述の如き事情に基くものである。そしてこの大幅引上改正は確かに效果があつたと云へる。一九三二年四月―一九三三年三月の上半期と下半期を比較するに

（單位百萬平方ヤード）

	英品	日品
上半期	三〇六	三一三
下半期	二八一	二六五

昨年十一月	三六・〇	五六・六
十二月	三九・〇	四〇・九
本年一月	四四・〇	四四・四
本年二月	四五・〇	三二・七
本年三月	六一・〇	三九・八

然るに前記八月三十一日の引上に對しては、カルカッタ、インド人商業會議所會頭及びボムベイ紡績聯合會のモヂイは圓價の一層低落せるを理由として不滿足を表明し、ボンベイ英人商業會議所會頭は紡績以外の諸產業の保護を力說し、アーメダバット紡績聯合會副會頭は今次の增稅を歡迎するも、ランカシヤア製品亦インド綿業の脅威たることを述べた。其他の輿論を通觀するに右引上を以て不充分なりとする意見が多い。否十一月二十八日のボムベイのタイムス紙は日印條約廢棄論を主張した。又一月十日歐洲人商業會議所聯合大會は爲替下落國よりの輸入品に對し、印度產業保護の爲め、命令を以て適宜の措置を執り得る權限を政府に與ふる法律を制定すべしと決議した。印度に於けるかゝる論調は英本國の同樣なる形勢と結合した。即ち、昨年十二月九日ランカシヤア各部門代表はマンチスターに會合して排日品の決議をなしたるが、更に本年一月十三日綿業當事者及關係者五百余名マンチスターに會合し、十二月九日の決議實現の爲め政府に對し積極的運動を開始すること、及びこの目的貫徹の爲め Cotton Trade League を組織することを決議した。かくの如き輿論と吾國爲替低落の事實とは遂に三月六日インド議會に於いて爲替ダンプ問題が討議されるに至つたが、之に對し商務長官は爲替ダンプに對し即時對策を講ずべしとの要求が多數の一致せる處なるを認め、近き將來に於いて政府の決定を發表すべしと答へた。三月八日のボムベイ發行のタイムスは日印條約を改正するに非ざれば到底所期の目的を達し得ないと論じた。これ既に同紙が昨年十一月二十八日の社說に於ける主張の反覆である。

この主張は實現された。松平駐英大使はサイモン英外相より一九〇四年の日印通商條約が十月十日を以て終了する旨の書簡に接した。同時に四月八日インド政府は印度產業保障法案を下院に提出した。十二日下院通過、十五日上院を通過した。日印通商條約の廢棄と產業保障法との關係は、最惠國條款を含む日印通商條約の存する限り、產業保障法の發動が妨げられるからである。

（註）（A）日印通商條約第一條――日本國皇帝陛下の版圖內の生產或は製造に係る物品は印度國へ輸入するに際し、別國の製產に係る同種の物品に適用せらるゝ最低率の關稅を賦課せらるべし

（B）印度產業保障法の骨子――外國商品が印度に於いて印度產業の存立を危くするが如き異常に低廉なる價格を以て賣却され、又は輸入さるゝ場合、總督は必要と認むる調查の後、官報告示を以て當該印度產業の利益を保證するに必要なりと認めらるゝ程度の關稅を賦課することを得。（尙、本法は一九三五年三月十一日迄有效なる旨の期限附せられあり）

右の如きインド側の政策に對し、報復として印棉不買說が現れたが具體化するに至らず、大日本紡績聯合會ほか綿業五團體が四月十九日發表せる聲明書も「印度政府に於て反省の事實なきに於ては我々は事件の重大性に鑑み、非常なる決心を以て本問題に臨む覺悟を有することを茲に聲明する」と云へるに過ぎない。然も印度側の防戰熱は一向に減退せず、同二十九日印度下院議員スコットは輸入稅賦課の際對日爲替相場計算の基礎を變更し、以て日本綿布進出を防止すべき案を議會に提出した。

果然六月七日、印度は綿布新關稅實施を行つた。これはダンプ防止法によるものでなく、一八九四年の印度關稅法第三條第五項の規定に基くものである。

（註）一八九四年印度關稅法第三條第五項――一八九四年關稅第二定率表第七類の規定に依り印度品より高關稅を課せらるべき外國品が印度內地にて製造せられる同種品に與へむとする保護を無效或は過重ならしめるが如き價格を以て印度に輸入され居ることを認めたる場合、印度總督は印度官報告示を以て、必要と認める範圍まで關稅の引上又は引下をなすことを得

右新關稅法に依れば、英國外より輸入さるゝ平織生地綿布に對し最低從價七割五分又は重量一ポンドに就き六アンナ四分の三の何れか高き方を課し、右以外の綿布も英品を除き、七割五分の輸入稅を賦課される。併しこれは當時の相場でみれば從量稅は六割五分、從價稅は四割三分位に當り、從來に比して各一割方の加重である爲め、打擊は決定的でないと報ぜられた。印度側の對日手段は今日までの處、これで終つてゐる。

印度の對日は勿論綿製品のみでなく、絹布及人絹にも及んでゐる。即ち本年三月一日絹及人絹織物には從價五割又は一平方ヤールに付き五「アンナ」の何れか高き方を課し、絹又は人絹交織物には從價三割五分又は一平方ヤールに付き二「アンナ」三「パイ」の各れか高き方を課することゝした。これは全く對英關係からで、前掲統計表を顧みられたい。但し右關稅は三月二十二日インド立法議會に於いて一部修正を受け、絹織物には從量稅を課せず又交織物にも、九「ヤード」以下の端切には單に從價稅のみとなした。之は前記新關稅の爲めに薄地絹物の取引の杜絕を虞れたからである。以て前記關稅の高率なるを知り得る。

六月七日の綿布關稅大引上で憤激したのは日本綿業關係者である。紡績聯合會は八日正午より大阪綿業クラブに緊急委員會を開催し、委員會社十一社出席し、十三日紡績聯合協議會を開き印棉不買を提案することを決議し、同時に出席委員會社は當日（八日）以後、印棉不買の申合せを行つた。而して十三日の聯合會は全會一致を以て印棉不買を可決した。日本綿織物工業並に同業組合聯合會も之が支持を可決した。日本經濟聯盟も英國產業聯盟會長、英國商業會議所聯合會長及びマンチエスター商業會議所會頭宛警告文を發送した。

之より先、即ち四月二十五日松平大使は英商相ランシマンに會見し日印通商條約失効後の處置に就いて意見を交換し、新協定の締結に關しては英政府も異議なく、それには印度政府とカルカタ駐在日本總領事との間に現地交渉の話が行はれた。シムラ會商の話はこゝから始つた譯である。同時に、英商相は日英經濟關係の全般的協調を實現する爲めに、日英協議會を提案した。この協議會は私的のものであるが、日印通商條約問題をも審議せんとするものであつた。この提議は日本側の應諾する處となり、經濟會議日本代表顧問門野重九郎も豫備商議の爲め英國綿業者等と會見を行つた結果、日英協議會は之を倫敦に開くこと、及び綿業者のみならず人絹業者も之に參加することに話が經つた。代表者も既に出發した。シムラ日印會商も九月下旬開催の豫定となり、兩國代表も決定されるに至つた。

併し兩會商の成否は全然豫斷が出來ない。日英協議會に於いては七月十一日英商相が東朝記者に述べたる處に依れば、英國側は世界の綿製品及人絹市場を分割するが如き意圖を以て日英交渉を進める積りであるといふ。然るに英領以外の第三國市場に關してまで市場協定を行ふことは、英國に比して優秀なる競爭力を有する日本側は本來不贊成である。現在の日本側は英領に於いて失つた處を、第三國市場に於いて補はむとしつゝあるのである。且つ英領に關しても、インド、カナダ、南阿、ニユージーランドの如き自治領は之をロンドン會商より除き、英本國並に各

植民地を協定適用の範圍となさむとするものである。協定品目に就いても綿糸に限り、且つその數量協定を行はむとするものである。人絹協定に就いては當業者は反對であるが、大局的見地から一應協議會に參加するのである。シムラ會商に就いては結局互惠主義を以て臨むものゝ如くであるが、單に日印間の關係のみを考慮すれば、印棉問題と交換的に或程度まで成功の可能性がある。例へば八月二十四日三宅カルカッタ總領事の外務省宛報告に依れば、インド商業會議所聯合會頭シャーターは各地會議所宛に最近發したる覺書に於いて、現在の印度關稅組織を變更することは困難であるが、輸入割當制を相互に適用することは妥當であると述べてゐる。併し英國關係を考慮すると、印棉不買緩和では效果が薄い。且つ英國側も之に備へる爲め、ランカシヤーに於いて印棉使用の形勢を示し、既に二萬梱の印棉が英國に向つて積出されてゐる、加之、絹及人絹の問題ではロンドン會商に對する態度にも明かなる如く、吾國人絹業者は強硬で、シムラ會商には代表を派遣しない意向であり、後述する三月初旬の印度關稅引上の影響も生産物を双人絹より綿人絹交織に轉ずれば、その進路を見出すの可能性がある事等に依つて、協定の困難は大である。且つ最も重大なるはシムラ會商に於いて到達せる協定の最後的決定が、英國政府の手に存することである。兩會商の成否各れにせよ、その結果に依つて日本貿易政策は恐らく一大轉向を爲さゞるを得ないであらう。如何なる轉向をなすかの具體的回答は兩會商の結果をみねば言へないが、大勢的に云へば、既に今日進みつゝある方向、即ち輸出統制と互惠主義とに向ふべく、世界經濟會議に於いて石井全權が力說せる最惠國主義の如き、自由貿易時代の古物は全くその影をひそめるであらう。

（八月二十四日稿）

參考書目

（一）外務省通商局　海外經濟事情
（二）大阪毎日新聞社　エコノミスト
（三）東京朝日新聞
（四）中外商業新報
（五）東洋經濟新報
（六）League of Nations　Review of World Trade 1932.
（七）野村兼太郎　英帝國經濟勢力圏
（八）國際聯盟東京支局　國際經濟會議と世界經濟の現勢
（九）世界經濟恐慌研究會　一九三二年世界經濟恐慌の動き
（十）J. Viner　Memorandum on Dumping
等

（附記）

本稿脫稿後、人絹業者も場合に依つてはシムラ會商に參加する事となり、民間代表は豫め內定し置き應急の派遣をなす事に決定した。